



目次

- ◆改憲がテーマ 自衛隊を憲法に明記する改憲案を見る.....1
 - ◇修宪是主题 看宪法中重新明文规定自卫队的修宪案4
- ◆憲法随感① あなたたちへ・・・ふたたび.....7
 - ◇憲法随感① 为下一代的你们・・・不要再・・・.....7
- ◆憲法随感② 戦後、日本政府に「棄てられた子どもの子ども」中国帰国者のみなさま！8
 - ◇憲法随感② 致信各位战后被日本政府抛弃的 孤儿的后代和中国归国者朋友们！9
- ◆学習会報告
 - 「壊憲に抗す—危険な緊急事態条項を学ぶ—」.....11
 - ◇学習会報告
 - 「抵抗和平宪法破坏-学危险的紧急状态条款-」.....13
- ◆◆お知らせ ◇通知15
- ◆事務局から.....16

<http://www.kikokusha.com/>
<http://d.hatena.ne.jp/kikokusha-nisshi/>

改憲がテーマ 自衛隊を憲法に明記する改憲案を見る 事務局

参議院選挙が7月10日に行われます。

皆さんも御存知のように、今回の選挙のテーマの一つは「改憲」です。改憲する必要があるとする自民党や維新の会の公約は、その柱として「自衛隊を憲法上に明記する」ことをあげています。他にも改憲項目はありますが、帰国者の皆さんの一番の関心はこれではないでしょうか。「自衛隊を憲法に書く」というのはどういう意味でしょうか。

日本国憲法は恒久平和を求める平和憲法と言われ、前文でそれを宣言しています。

9条1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とし、2項

で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と書き、恒久平和主義のため軍隊を持たないことを表明しています。

「え？自衛隊は軍隊ではないか」と思われる方もおいでしょう。

しかし、政府は、「憲法9条1項は、独立国家に固有の自衛権までも否定するものではない」ただ「憲法9条（1項・2項全体）の下で許される自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきである」とし、自衛隊は憲法9条が禁止している「戦力ではない」と解釈されています。

そして、日本は、防衛戦略の基本としてこれまで「専守防衛」という姿勢を取って

きました。その内容は「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使も、自衛のための必要最低限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最低限度のものに限られる」とされています。これは、受動的な防衛戦略の姿勢ですが、憲法を反映したものです。

2015年に安全保障関連法が制定されました。この法律で「集団的自衛権」の行使ということができるようになりました。

「集団的自衛権」とは、日本への武力攻撃に対処するものではなく、攻撃を受けている他国を援助し、その国と共同で実力で阻止する実力行為のことをいいます。この「集団的自衛権」はこれまで政府自身が、「明らかに専守防衛を超えるもので違憲である」としてきたものです。

このときの国会審議では、与党推薦も含め参考人として登場した憲法学者3人全員が違憲と言い、日本国中でも「違憲である」として反対運動が起りましたが、結局制定されてしまいました。

憲法学会でも自衛隊は違憲であるとする学説が強いですし、合憲だとしても「専守防衛に限定される」という意見が圧倒的です。集団的自衛権行使については違憲であるというのが圧倒的多数の見解です。

こうして自衛隊がどこまで実力行使できるかについては常に問題にされてきました。

自民党は、この問題を解決するためとして自衛隊を9条の2に明記するという改憲案を提案してきました。「第9条2項の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び

国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

自衛隊に対しては、これまで、「戦力」にあたるのではないか、憲法違反ではないか、といった憲法上の疑義が呈されてきています。しかし、このことで結果として自衛隊に対して適切なコントロールが及ぼされてきました。

自衛隊を憲法に明記すれば、自衛隊に対して憲法上の正当性が付与されることとなってしまいます。つまり憲法は、自衛隊に対する歯止めから、自衛隊の権威を根拠づけるものへと転換するのです。しかも、「必要な自衛の措置をとることを妨げず」との規定により、やがては、「自衛」のためであれば「戦力（＝「軍隊」）を保持」することも許され、「武力の行使を行える」という憲法解釈をもたらす可能性が高いのです。

そればかりか、「後法は前法を破る」という法の一般原則により、憲法9条2項の戦力不保持規定が事実上空文化・死文化することになるでしょう。

実際、集団的自衛権を認めた以降、大きな動きが続いています。

「敵基地攻撃能力保持論」が高まっています。相手国の攻撃前や攻撃の可能性があるときに先に敵基地を攻撃できる能力の保持のことです。この判断には主観的要素があるばかりか、「集団的自衛権」と結びつき、その能力が限りなく拡大されていく可

能性があります。明らかに専守防衛を超えるものです。

防衛費を大幅に増加する案も提案されています。防衛費を現在のGDP比1%(約5兆円)から2%へ引き上げる案も提起されています。中には「核共有しよう」という声まで上がっています。

【ロシアのウクライナ侵攻の中で】

今回の参院選はロシアのウクライナ侵攻の中で行われています。

「日本国憲法では日本は守れない」「軍隊を！」という声も大きくなっています。

【軍隊はわたしたちを守らない】

沖縄戦の経験者の多くは言います。「軍隊は住民を守らない」。

「満洲」でもそうでした。

ソ連侵攻が迫る中、大本営は開拓団が配置されている「満洲の4分の3」を放棄するという方針をとりました。しかし、開拓団を動かすと敵に察知されてしまうとして、開拓団には何も知らせず、現地に残す方針をとりました。「対ソ静謐保持作戦」といいます。

その上、開拓団の壮年男性は根こそぎ動員され、壮年男性は開拓団からいなくなる中、ソ連が侵攻を始めます。その侵攻の翌日、大本営は「満洲全土放棄可」とする決定をしたのです。この結果、開拓団の3人に1人が死亡、多くの残留邦人が生まれてしまいました。

関東軍の作戦班長であった草地貞吾氏は、戦後に出版した著書で、「軍は生命よりも崇高な国家防衛・民族保全・伝統文化宣揚の中核的実力として厳然として存在すべきものだ。その極限状況というのは戦争

(戦闘) そのものであった。住民保護の如きは二の次である」(『中国残留孤児問題の大観』日本防衛研究会、1986年)とはっきり言っています。また、新聞の取材で「戦時に軍隊に身の安全を守ってもらおうと考えるのは間違い。軍は国家を守るため作戦を優先する。面倒など見てはいられない。それが戦争なのだ」(1987年1月31日付『朝日新聞』)とも言っています。

そう、まさしく軍隊とは、もともとそういう性質のものです。軍隊の本来の任務は、国の独立と平和を守ることであり、国民の生命・財産を守ることではないのです。もちろん、国の独立と平和を守ることを通じて、間接的に国民の生命・財産が守られることもあります。しかし、国の独立・平和と、国民の生命・財産とが対立する場合には、国を優先し国民を犠牲にするのが、軍隊の本質です。そのことが如実に表れたのが、沖縄とともにこの「満洲」なのです。

いかに「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために」として自衛隊を憲法上に書いたとしても、ひとたび戦争が始まれば、軍隊とはそういうものになるのです。「軍隊は住民を守らない」ということは過去の歴史が示しています。

逆に軍隊があるからこそ攻められる。あるいは攻める口実になる。そうではないでしょうか。

【もう一度恒久平和主義を謳った日本国憲法の制定趣旨を確認】

日本国憲法は、前文でアジア・太平洋戦争の惨禍に対する痛切な反省に立ち、その

惨禍をもたらした国家主義と軍国主義を排することを宣言しています。そして、個人の尊厳に立脚して主権が存する国民による新たな憲法体制を構築することを旨とされています。

憲法前文ではさらにつぎのような決意を宣言しています。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し・・・」

「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意・・・」。

そして、これらことをあらためて 9 条で規定しています。

日本国憲法の核心はこの徹底した恒久平和主義にあります。

この 9 条の戦力不保持規定は、核兵器による人類滅亡の危機がある中での国際紛争

を解決するための方策として極めて先駆的な意義を有しています。ひとたび軍隊をもてば永遠に軍拡競争をしなければならなくなります。

戦争は人の生命と自由を無差別に奪う最大の人権侵害です。そのことに照らせば戦力を持たず、交戦権を認めないことを定めた 9 条 2 項こそ平和の維持に大きな意味をもっているといえます。この徹底した平和主義を後退させる改憲論を容認することはできないのです。



修宪是主题 看宪法中重新明文规定自卫队的修宪案 事務局

参议院选举将于 7 月 10 日举行。

正如大家所知，这次选举的主题之一是“修宪的可否”。自民党和维新之会这两党作为选举的主要的公约之一提出为“宪法中重新明文规定自卫队”。“在宪法中规定自卫队”是什么意思呢。

日本宪法被称为追求永久和平的和平宪法，在前言上宣布之。

日本宪法第 9 条上表明我国因为采取永久和平主义所以不保持军队。

第九条【放弃战争，否认军备及交战权】

1. 日本国民衷心谋求基于正义与秩序的

国际和平，永远放弃以国权发动的战争、武力威胁或武力行使作为解决国际争端的手段。

2. 为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量。不承认国家的交战权。

“诶？自卫队不是军队吗？”这样想的人也很多吧。但是，政府说明：宪法第 9 条 1 项并不否定独立国家固有的自卫权。但是宪法 9 条下能行使的自卫权，应该限于为了保卫我国必要的最小限度。因此，自卫队被解释为不是宪法第 9 条所禁止的战斗能力。并且，日本作为防卫战略的基本到现在为止采

取了「专守防卫」的姿态。那内容如下：受到对方的武力攻击时才可以行使防卫力，而且行使的防卫力也限于为自卫所需的最低限度，并所保持的防卫力也限于为自卫所需的最低限度。这确是被动的防卫战略的姿态，但这姿态是为反映宪法的精神采取的。

2015 年制定了安全保障相关法。以这个法律可以行使“集体自卫权”了。所谓“集体自卫权”不是指应对对日本的武力攻击，而是指假如与我国关系亲密的国家受攻击时与他国一起用实力阻止的实力行为。就「集体的自卫权」到现在为止政府本身指出：「因为明显超过专守防卫的范围所以违宪」。

在当时的国会审议中，包括执政党推荐在内作为参考人登场的 3 名宪法学者全部表示集体自卫权的行使是明显违宪的，在日本国内也以“违宪”为由发起了反对运动，但政府不顾这些专家的担忧及激烈的反对运动最终还是制定了。

在宪法学会上也认为自卫队是违宪的学说占大多数。即使认为自卫队是合宪的也自卫队所保持的防卫力应该限于专守防卫的范围的意见占大多数。无论如何就集体自卫权的行使认为是违宪的见解占绝对多数。

就这样，至今关于自卫队所能诉诸武力的范围一直成为问题。自民党为了解决这个问题，提出了在第 9 条 2 项追加明文规定自卫队的修宪方案。

方案的内容的要点如下：第 9 条第 2 项的规定不妨为了维护我国的和平与独立，保持国家及国民的安全而采取必要的自卫措施。做为为此需要的实力组织保持自卫队。以首相定为自卫队的最高指挥官。自卫队的具体内容另以法律规定。

到现在宪法学的专家一直提出如下的担忧来：自卫队不相当于战力吗？及不违反于宪法吗？其实，这样宪法学的专家提出的宪

法上的疑义，从结果来看，对自卫队起适当的控制的作用来。但是如果宪法中明文规定自卫队的话，那等于给自卫队赋予宪法上的正当性。总之，今后宪法对自卫队起的作用从控制的作用转变到拥护自卫队的权威的作用。而且今后以“不妨采取必要的自卫措施。”的规定为由，以“自卫”借口会允许保持战斗力（=“军队），还很有可能会带来“能够行使武力”的宪法解释。

不仅如此，根据“后法优先于前法”的法律的一般原则，宪法第 9 条第 2 项的不保持战斗力的规定实际上必定化为空文或死文。

其实，政府承认集体自卫权之后，陆续发生大变化起来。

需要保持攻击敌人基地能力的主张正在提高。那是指在从对方国受攻击前或有攻击的可能性时，先攻击敌人基地的能力。其能力不仅为行使主观要素占多，还今后与“集体自卫权”相结合，有无限扩大的可能性。那能力明显超过专守防卫的范围。还政府准备提出大幅增加防卫费的方案。据说有的政党要求把防卫费从现在的 GDP 比 1%（约 5 万亿元）提高到 2%（约万亿元）的。另外，也有“要共有美国的核兵器”的主张。

【俄罗斯入侵乌克兰之际】

这次参议院选举是在俄罗斯入侵乌克兰的情况下举行的。

“用日本宪法也不能保护日本。”“需要军队。”这样呼声也提高起来。

【军队绝保护我们】

很多的冲绳战的经验者说：“军队不保护居民”。

在满洲也一样的。

迫近俄军入侵之际，关东军本部秘密地决定采取放弃“满洲的四分之三”的方针。同时采取为了防止暴露那方针到俄军，不给开拓团通知那方针而把开拓团继续留下在当地的方针（称为“对苏联保持静谥作战”）。

而且那时期因为中年男子几乎都被关东军动员了，所以苏联入侵时只有女人，孩子和高龄者留下在开拓团里。日军本部苏联入侵后的第二天决定放弃“满洲”全地的方针。因苏军的攻击，开拓团的 3 分之 1 丧生，也产生了许多“残留邦人”。

战时任关东军的作战班长的草地贞吾在战后出版的书上指出如下：“军队应该做为比生命更崇高的防卫国家，保全民族及宣扬传统文化的核心实力组织俨然地存在。军队的极限情况当然是战争（战斗）本身的。如保护人民那样的事是次要的。”他还答应于记者的采访如下：“战时让军队保护居民的安全那样的想法是错误的。军队必须比什么优先为保卫国家的作战。战斗激烈时没有工夫看居民。这就是战争的。”

是的。军队本来具有那样的性质。军队的本来的任务是保卫国家的独立以及维持和平的而不是保护国民的生命和财产。当然保卫国家的独立以及维持和平的工作，从结果来有间接地引起保护国民的生命和财产的作用。但是国家的独立及和平和国民的生命及财产相互对立时，军队毫不犹豫地优先国家而牺牲国民。这就是军队的本质。这军队的本质呈现在我们的面前的战斗就是“冲绳”和“满洲”。

即使宪法中规定自卫队的任务为保卫我国的和平和独立以及维持国家及国民的安全那样也一旦战争开始，军队就会如上述竭尽全力投入战斗。“军队不保护居民”的性质也是过去的历史所表示的。

相反，正因为有军队才被攻击，或者成为进攻的借口。不是吗。

【重新要确认制定日本宪法的宗旨】

日本国宪法立足于对亚太战争惨祸的深刻反省，宣布排除造成惨祸的国家主义和军国主义。还表明构建以立足个人尊严，国民主权为目标的新宪法体制。

在宪法前言宣布如下：

决心消除因政府的行为而再次发生的战祸···

信赖爱好和平的各国人民的公正与信义，决心保持我们的安全与生存。

还那些决心不仅限于前言，在第 9 条中重新规定。

日本国宪法的核心就在于这种彻底的永久和平主义。

第 9 条所规定的不保持战斗力的规定，就现在迫近核武器导致人类灭亡的危机之际作为解决国际纷争的方案，具有极其先驱的意义。一旦保持军队，就永远要进行扩军竞争。

战争是无差别地剥夺人的生命和自由的最大的人权侵害。鉴于这观点，可以说没有战斗力，不承认交战权的 9 条 2 项才对维持和平有着很大的意义。

我们不能容忍让这种彻底的和平主义倒退的修宪论。



憲法随感①

あなたたちへ・・・ふたたび
寺崎勢津子

連日報道されるロシアのウクライナ侵攻による惨状に目を覆い、犠牲になる人々に心を痛めるあなた。21世紀の世の中でまさかこのような事が起こるとは思いもしなかった、というのは私も同じです。そんな中、今日本では何が起きていますか？改憲をもくろむ人達は、この機に乗じ今のままでは日本を守れないと煽り、憲法に自衛隊明記や緊急事態条項をねじ込もうとしています。大切な人を守りたい、この生活を守りたいと思うあなたは憲法改正でそれがより強く保障されるのなら良いのではないかと思うかもしれませんが、でも、待ってください。そんなに単純な事でしょうか？

ロシアの蛮行を知るたびに、私もウクライナの人たちを思い心が痛みます。同時に1930年代中国大陸で日本軍が行ったことを見せつけられている気がして暗澹たる思いになるのです。そして、この国はそれら加害の歴史を総括せず、責任を明確にしないまま今日に至っているのではないかと思うのです。そんな日本が現在の国際的立場を維持しているのは、日本国憲法の存在が大きく寄与していると思いませんか？

人類の理想ともいえる内容の前文を持つ憲法で、日本は戦争放棄を明言しています。にもかかわらず、2015年自民党は安保法制を強行採決し、集团的自衛権で「戦争」ができる国にしてしまいました。直後には野党が求める臨時国会召集に応じないなど憲法擁護

義務違反をし、その後も自分たちに都合のよい憲法解釈を展開しています。

「個人」を捨て去り、自衛隊明記、緊急事態条項が入っている2012年に出された自民党日本国憲法改正草案に対し憲法学者の一人は「これは近代国家の否定です。私たちが考える普通の国の原則を捨て去るということです。」と言っています。「私たちが考える普通の国」とは、私たちにとって当たり前になっている事、すなわち戦争がなく、個性の違う一人ひとりが大切にされ、私たちが選んだ代表が憲法を遵守する国ではないでしょうか。

危うい方向に行きつつある日本で、私たちが敗戦後ずっとこの日本国憲法を手放していない事実は国際社会に大きな「反戦」のアピールとなってきました。自分たちの生活を守るためにこの憲法に「軍隊」の存在を明記し、緊急事態条項で憲法擁護義務違反をするような為政者に権力を集中させてしまう事で国際社会、特に近隣の国々は日本をどのように評価するのでしょうか？そのことがあなたの生活を守ることに繋がりますか？

憲法随感①

为下一代的你们・・・不要再・・・
寺崎勢津子

连日播出的俄罗斯入侵乌克兰的惨状可能使你们目不忍视把。还你们可能对受害者感到十分痛心吧。你肯定没料到这样事会发生在21世纪的世界吧。我也很有同感。在这样时期，你们知不知道日本现在发生有什么变化？企图修宪的人们正在趁着这个机会积极煽动国民

称:要是这样状态的话,无法保护国民。为了保护国民需要修宪而在宪法中明文规定明文自卫队以及重新制定紧急事态条款。你也许以为如果为了保护重要的人或为了保护现在的生活,假如“修宪”更有效的话,“修宪”也可能是可以的。但,请等一下。请深思一下。对“修宪”那么简单地下结论也可以吗?

我也每次看到俄罗斯的野蛮行为,对乌克兰的人们感到十分痛心。还同时想起 1930 年代在中国大陆日军搞的野蛮行为而让我感到阴沉。而且我以为这日本国战后到现在一直还没有十分的总结加害的历史而没弄清责任之所在。但,那样的日本现在仍保持国际上的地位。我以为至今对此就日本宪法作出很大的贡献来。

被称为人类的理想的日本宪法的前言明确地规定放弃战争。尽管如此,2015 年自民党不顾许多国民的反对强行通过安保法案而在那法案上重新规定的集体自卫权为借口使日本国改变为能参战的国家了。强行表决之后自民党对野党的如召开临时国会那样基于宪法的正当的要求也一直采取不答应的方针。这方针显然违反于宪法中规定的拥护宪法的义务(使国会议员负有拥护宪法的义务)的规定。如此至今自民党政府开展只顾自己的方便随意解释宪法的行为。

自民党于 2012 年发表“自民党修宪草案”了。那草案含有如“明文规定自卫队”及“新设紧急事态条款”那样国权优先于个人的条款,。对于这草案有的宪法学者批评而指出:“自民党的草案正是否定现代国家的草案。那就等于放弃我们以为的普通的国家的原则的草案。”所谓“我们以为的普通的国家”对我们来说意味着已成为当然的,就是没有战争的国

家,每个不同个性的人都得以尊重的国家,及我们选的代表拥护宪法的国家。你们不这么想吗?

如上述,现在日本向危险的路要迈步。但另一方面,我们战败后一直坚持和平宪法来。这事实换句话来说是我国战败后向国际社会一直宣扬“反战”来的。要是将权力集中在要企图修宪而重新“明文规定军队”及制定“紧急状态条款”那样继续进行违反拥护宪法的义务的行为的执政者的话,国际社会,尤其近邻各国把日本看做怎么样?那样的“修宪”为保护你们的真正的生活真有效吗?



憲法随感②

戦後、日本政府に「棄てられた子ども
もの子ども」

自民党などのたくらみにより、今、私たちの親たちの血と涙と引き換えに出来た平和憲法が、「改正」されそうになっています。それも近いうちに、です。このようなことを当事者として許せますか??「許さない!!」というチャンスがあるのです。

憲法改正には衆議院・参議院所属議員のそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成による「改憲発議」が必要です。でもそれだけでは改憲できず、憲法改正のための国民投票による過半数の賛成という国民の承認が必要です。そのために国民投票を行うことになっています。

選挙権を持っている当事者のみなさまは、

实之前还有众、参议院两院的选举。参议院选举已经即将到来，一旦他们提出“修宪提议”后果将不堪设想。因此，请各位一定在投票前确认选举候补人对改宪所持态度后。

我们母亲那一辈所经历的战争时代，被巨大的权力所操纵。这样的权力逼迫、欺骗、命令我的祖父母作为移民被输送到中国、参与侵略中国，染指屠杀中国人民。最终我们的母亲们又遭到无情的抛弃。

今年 4 月，我在参加 1931 年出生的小川津根子女士的演讲会时，她的讲话更是让我充满悲愤。在小川津根子女士和我母亲所生活的时代，她们并没有受到作为人所应获得的尊重。在神圣的天皇制度下，男性是国家的“武器”，女性则沦为为国家制造“武器”的机器。

小川女士的讲话也让我想起那些满洲国的高官，以及战后抛弃中国残留孤儿的岸信介和他的孙子安倍晋三。安倍想搞复辟回到他祖辈的时代参与了森友学园的阴谋。在森友学园所经营的幼儿园每天早上都要求孩子们背诵以下的“教育敕书”。原文为：“一旦緩急あれば義勇公に奉じ以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし”意思是：“一旦出现紧急

状况，我们要为天皇舍命牺牲自己”。正是这样的教育敕书支配了我们的母亲们生活的时代，维护了日本以天皇为中心的思想。教育也是遵循这样的理念实施的。虽然教育敕书因为违反宪法已经失效，但是安倍却暗地里支持采用这样教育方针的学校。各位朋友，请大家不要忽略这样的事实！

现今，日本已经“持有攻击敌军基地能力”，这是违反宪法的事实。如果修改宪法可以设想今后日本将会正式拥有军队，不断走向军国主义。在身份证号码制度的管理下，我们一般市民将会不断受到压迫、逼迫、威胁。我们不能放任这样的事态继续发生下去！

战后 1946 年 11 月 3 日日本公布了以和平主义为基础的日本国宪法，并在翌年 5 月 3 日正式施行。在日本国宪法中已经明确规定了第九条“决意不再因政府的行为造成战争惨祸的发生”即永远放弃由国家原因所造成的战争，不再拥有军队的规定。

这是我们母亲们用鲜血和泪水换来的日本的宝物，也积聚了我们的母亲们的灵魂。

学習会報告 「壊憲に抗す—危険な緊急事態条項を学ぶ—」

石井小夜子（理事）

本年 2 月 20 日、三鷹市公会堂で石川多加子金沢大学准教授（憲法学）を迎えて、「壊憲に抗す—危険な緊急事態条項を学ぶ—」学習会が行われた（NPO 法人中国帰国者の会と子どもと法・21 共催）。

「自衛隊の憲法上の明文化」など明文改憲の危機が迫っている。しかも民主主義自体が大きく後退し、憲法の基本が壊れる壊憲状態が

進行している。自民党は 2012 年に「日本国憲法改正草案」を発表したが、2018 年 3 月にはそれより絞って「改憲 4 項目」（緊急事態条項・自衛隊明記・教育条項・合区解消）を提示した。岸田首相も、この自民党改憲 4 項目は「国民にとって極めて現代的な課題だ」と強調している。今回はそのひとつである緊急事態条項創設の危険を学んだ。

1 国家緊急権と緊急（非常）事態

国家緊急権とは「戦争・内乱その他の原因で国家そのものの危急存亡の際には、通常時の憲法その他の法令による制限を無視して政府が国家の安全・秩序を維持するために必要な措置

をとることができる」ことをいう。緊急事態とは「天変地異等のため、通常の方法によっては国家及び憲法の維持を図ることができない場合、国家権力の行使について、行政権への権力の集中、基本的人権の効力の一時停止など例外的措置が認められる状態」のこと。自民党が提

示している緊急事態条項創設はこの2つを含むもの。

世界史的にみれば、ワイマール憲法下でのナチス独裁を導いた大統領非常措置権が有名。この発令が頻発され、結果「全権委任（授権）法

（「民族及び帝国の困難を除去するための法律」1933年3月23日公布・施行 事実上憲法改正）ができた。

日本では大日本帝国憲法上により、緊急勅令（8条）、緊急財政処分（70条）、戒厳令（14条）、非常大権（31条）があった。これらの発令により、命をはじめ多くの人々の人権を奪った。本学習会の案内時に配布した中にある「大災害における緊急事態宣言の危険を考える 関東大震災でおこったこと」に注視されたい。

「関東大震災時の（緊急勅令としての行政）戒厳令による軍の支配下、多くの朝鮮人、中国人の虐殺、社会主義者の殺害などが軍隊や警察、流言に扇動された自警団などによって引き起こされた事実を忘れてはならない」。

「戒厳令は軍隊が治安確保の役割を担いました。・・震災当初、彼らは警察や自警団と一緒に『朝鮮人狩り』に奔走」。自警団というもの、もともと市民が自発的に作ったものではありません。朝鮮人虐殺には内務省が関わっていました。内務省から全国で朝鮮人の取り締まりをせよという指令を出した。

「これをうけて各県庁から町村の役場に指令し民間組織の自警団をつくらせたのです」。

中国帰国者の会にとって特に重要なのは、1936年2月26日の陸軍皇道派青年将校によるクーデター事件である（2・26事件）。このときも戒厳令が敷かれたが、「満蒙開拓」に反対していた高橋是清が暗殺され、この直後「100万戸500万人移住」という本格的な国策としての「満蒙開拓」が始まった。

「戦争体制」には黙って従う国民総動員が基盤にないとできない。緊急事態になると、国民が指示に従う義務、財政上必要な支出発動が可能、地方自治体の長に指示可能といった「国家総動員」体制が可能になる。戦争体制には緊急事態条項が不可欠であるのはこの歴史が示している。

日本国憲法制定時、「緊急勅令及び財政上の緊急処分は、行政当局者に取りましては実に調法なものであります、併しながら調法と云ふ裏面に於きましては、国民の意思を或る期間有力に無視し得る制度であると云ふことが言へるのであります、だから便利を尊ぶか或は民主政治の根本の原則を尊重するか、斯う云ふ分れ目になるのであります」（1946年7月2日衆議院帝国憲法改正委員会第3号における金森徳次郎国務大臣答弁）ということで、敢えて日本国憲法に入れなかったのである。

2 自民党改憲案の緊急事態条項

2018年の「改憲4項目」だけみてもだめであって、2012年の自民党案をみて検討しなければならない。

まず「緊急事態」とは以下。

①2012年案「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める」

②2018年案「大地震その他の異常かつ大規模な災害」

ただ、最近の衆議院憲法審査会で自民党議員は「大規模自然災害、テロ・内乱、感染症

まん延、有事安全保障事態の 4 類型を緊急事態の対象として憲法に明記することも各党の意見の大勢だと指摘」しており、2012 年案に近い。

宣言の効果は以下。

- ① 緊急政令（2012 年案 99 条 1 項・2 項／2018 年案 73 条の 2 1 項・2 項）
- ② 財政支出、その他の処分（2012 年案 99 条 1 項）
- ③ 地方公共団体の長に対する指示（2012 年案 99 条 1 項）
- ④ 国・公の機関の指示服従義務と人権制約（2012 年案 99 条 3 項）
- ⑤ 選挙期日の特例（2018 年案 64 条の 2／2012 年案 99 条 4 項）

3 緊急事態条項創設の狙い

このように緊急事態条項（国家緊急権）は、戦争や大災害といった非常事態において、国権の最高機関である国会の立法を経ることなく、内閣に権限を集中させて人権制限を行うことを可能とするものである。そのため、緊急事態条項（国家緊急権）には、国会による民主的コントロールや裁判所による司法統制を受けないことによる権力の濫用の危険が常につきまとう。それが上述したヒトラーに独裁政権を許したドイツ、そして大日本帝国憲法下での数々の例である。日本国憲法は、このような歴史を踏まえ、あえて憲法上に「緊急事態条項」を設けなかったことも既に述べた。

ドイツやフランスの憲法では緊急事態条項があるが、自民党が想定しているズブズブの「緊急事態条項」とは異なり、連邦議会の権限が強い、抵抗権が明記されているなど大きな違いがある。しかもこのコロナ禍対応に関しては危険であるとして憲法上の緊急事態条項を使わず、いずれも、あえて法律で対応している。

前記金森答弁が指摘していたとおり、現在では緊急事態に備える法律が制定されているし、衆議院議員が解散や任期満了でない

場合は参議院の緊急集会がある。そもそも国会軽視してきたのは自公政権である。野党側が憲法 53 条に基づいて臨時国会召集を求め、自公政権は召集義務を果たそうとしてこなかった事実を忘れてはならない。

狙いは 9 条と前文改憲という平和憲法の壊憲であって、緊急事態条項はその下支えとなる。

4 不断の努力で平和的生存権を確保

最後に、石川さんは、憲法前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と、日本国憲法前文にある平和的生存権をあげ、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と締めくくった。

「壊憲」の危機が迫っているいま、総力をあげて阻止しなければ。あらためて決意した学習会だった。



学习会报告 「抵抗和平宪法破坏-学危险的紧急状态条款-」

石井小夜子（理事）

于今年 2 月 20 日,在三鹰市公会堂请石川多加子金沢大学副教授(宪法学)举行讲题为“抵抗和平宪法破坏-学危险的紧急状态条款-”的学习会(“中国归国者之会”及“孩子和法 21”联合主办)。“”

“宪法上明文规定自卫队”等要明文修宪的危机迫在眉睫。而且最近日本的民主主义本身大大衰退,现在连宪法的原则也遭蹂躏而像破坏宪法那样的状态日益提高。自民党于 2012 年发表“日本国宪法改正草案”了。今后于 2018 年 3 月,为先要修改的条款选出“改宪四项”(紧急状态条款·自卫队的明文规定·教育条款·选举区的合并)而发表了。岸田首相也就任后,屡次强调称:“这自民党改宪四项都是对国民来说非常迫切的课题。”在这回学习会我们就其中之一的“紧急状态条款”的危险性进行学习。

1, 国家紧急权和紧急(非常)事态

所谓国家紧急权的具体内容如下:因战争,内乱以及其他的原因国家到了危急存亡之际,政府可以无视平时需要的宪法及法律的限制而单独采取为维持国家的安全及秩序需要的措施。

紧急事态的具体内容如下:“因自然灾害等国家面临以通常的方法不能维持国家及宪法之际。就国家权利的行使,政府可以采取使国权集中在内而暂时停止基本人权的效力等的例外的措施的状态”现在自民党提出的“紧急状态条款”是包括这些“国家紧急权(战争/内乱等)”和“紧急事态(自然灾害等)”在内的。

从世界历史来看,作为紧急权的先驱很著名的是在德国的魏玛宪法下希特勒制定的“总统非常措施权”。希特勒借口这权进行纳粹独裁统治。

*魏玛宪法

是德国魏玛共和时期(1919 年-1933 年)的宪法,

也是德国历史上,第一部实现民主制度的宪法。它建立了一个议会民主制、联邦制的共和国。现今的德意志联邦共和国宪法《德国基本法》仍保留着魏玛宪法的少许条文。

1933 年希特勒上台后直至纳粹德国战败垮台,虽然技术上《魏玛宪法》依然有效,但实际上《魏玛宪法》的效力已基本被纳粹党的《1933 年授权法案》破坏。

之后希特勒屡次下达这权而最后使成立“全权委任(授权)法案<为消除民族及帝国的困难的法案/1933 年 3 月 23 日公布·施行>”(给了希特勒无限的权力)

过去在日本也有制定“紧急权”之类的历史。元宪法“大日本帝国宪法<战前适用>”上有“紧急勅令(8 条)”“紧急财政处分(70 条)”及“戒严令(14 条)”这三种有关紧急权的规定。

战前日本政府用这些紧急权擅自剥夺许多人民的生命及人权。据于在本回学习会提前发的文件上的一段“为对于在大灾害时的紧急状态条款的危险性加深理解 关东大地震时造成什么?”的章节。石川先生提出如下:

“决不要忘记在 1923 年发生关东大地震时(紧急勅令下)造成的非常惨酷的事实。那就是戒严统制下造成的由于军官,警察以及被谣言煽动的自警团杀害许多的朝鲜人,中国人以及社会主义者的大屠杀的事实。”

“戒严下军队本来承担治安维持任务。·在地震初期这军官他们和警察及自警团一起拼命地进行“朝鲜人屠杀”的。”

“·所谓自警团虽然称为自警但是本来不是人民主动组织的。”

“其实与朝鲜人虐杀内务省密切干预。内务省向全国的地方政府知事发出命令而对朝鲜人的行动加强管理取缔。因此国内的各县政府接到内务省的命令后,立即使各町村政府组织自警团为名的民间组织。”

关东大地震(1923,也称关东大震灾,かんとうだ

いしんさい) 是 1923 年 9 月 1 日日本关东地区发生的 7.9 级强烈地震。地震灾区包括东京、神奈川、千叶、静冈、山梨等地，地震造成了巨大灾难，伤亡约 10 万人，200 多万人无家可归，财产损失 65 亿日元。地震还导致霍乱流行。为此，东京都政府曾下令戒严，禁止人们进入这座城市，防止瘟疫流行。

对中国归国者之会来说非常重要的历史上的事实之一是“二二六事件(1936. 2. 26 发生)”的。

二二六事件，是指 1936 年 2 月 26 日发生于日本的一次失败兵变。日本帝国陆军的部分“皇道派”青年军官率领千余名士兵对政府及军方高级成员中的“统制派”与反对者进行刺杀，最终政变遭到扑灭，直接参与者多被处以死刑，间接相关人物亦被调离中央职务，皇道派因此在军中影响力削减，而同时增加了日本帝国军队主流派领导人对日本政府的政治影响力。二二六事件也是日本近代史上最大的一次叛乱行动。

二二六事件发生之际也政府下达戒严令(紧急令之一)。这时任大藏(财政)大臣的“高桥是清”由于反对为扩军增加财政支出因此被陆军所嫉恨，在二二六事件被陆军兵变士兵暗杀。高桥是清本来一贯反对于“满蒙开拓政策”。这兵变结束后，“满蒙开拓政策·100 万户 500 万人移民方案”列为正式国策而政府开始积极进行“满蒙开拓”。

“战争体制”那就是在基础没有使国民默默地服从的国民总动员体制就不能建立的。一成为紧急事态，政府可以采取像制定国民服从指示的义务，决定财政上需要的支出及向地方政府发指示那样的政策。换言之，紧急事态可以确立“国家总动员体制”。如上述那样，希特勒及战前的我国的历史显示在战争体制紧急事态条款是不可缺的。

在战后为了制定日本宪法开的国会上，任政府的宪法担当国务大臣·金森德次郎作为特意排除紧急令的理由说明如下：“紧急勅令及财政上的紧急处分是对政府来说，因为能独断专行，所以很方便的。但是要反过来说，紧急令是也可以说在有规定时期能忽视国民的意思的制度。

所以宪法上制定紧急令的可否的问题，换言之，可以说要尊重方便还是要尊重民主主义的根

本原则的问题。”(1946 年 7 月 2 日众议院帝国宪法改正委员会上的发言)

2. 自民党的修宪草案的“紧急状态条款”

探讨自民党的修宪草案之际，只看于 2018 年提出的“改宪 4 项”的话不能十分理解。需要和于 2012 年提出的自民党的改宪草案对照来探讨。

关于“紧急事态”的记载如下：

- ① 2012 年案：“对我国从外国来武力攻击时，内乱等社会秩序上发生混乱时及地震等大规模的 自然灾害发生时规定为紧急状态。”
- ② 2018 年案：“大地震及其他的巨大的灾害发生时规定为紧急状态。”

但是，在最近开的众议院宪法审查会上有的自民党议员指出：“大部分的政党同意把大规模自然灾害，恐怖行动·内乱，感染症的蔓延，有事安全保障事态的四种做为紧急事态的对象而列入宪法上。”

宣言的效果是如下：

- ① 政府可以制定紧急政令
- ② 政府可以独自决定财政支出及其他的处理
- ③ 政府可以独自向地方政府发出指示
- ④ 政府可以独自向国家及公共机关发出指示限制人权
- ⑤ 政府可以独自调整选举期日

3. 重新制定“紧急状态条款”的真正目的

这样“紧急事态条款(国家紧急权)”就是一项战争或大灾害等的非常事态之际，允许不通过所谓“国权的最高机关”的“国会”的立法过程而使“内阁(政府)”掌握所有的国权在内而搞限制人权的政策的条款。所以，“紧急事态条款(国家紧急权)”一直孕育着内阁(政府)不受国会的民主的控制或法院的司法控制而滥用权力的危险。如上述那样，“其实过去如希特勒的独裁政权，及在大日本国宪法下政府搞各种迫害人权的政策那样用紧急事态条款(国家紧急权)”滥用权力的事实多。因此如

上述那样，现在的日本国宪法是鉴于以往的历史，特意排除制定“紧急事态条款”的。

确是在德国及法国的宪法中也有紧急事态条款。但是那些国家的紧急事态不和自己党准备的使政府掌握大权的条款一样而如使联邦议会具有较强的权限或规定国民的抵抗权那样防止滥用权力的规定包括在内。而且德国及法国对应新冠疫情之际，顾及到宪法中的紧急事态条款的危险性而只用一般的法律对应来。

如上述，现在日本因为已经完备为对应紧急事态的法律所以不必特意在宪法中重新规定。假如众议院议员由解散或任期届满不在之际也宪法中有参议院的紧急集会的规定。因此，绝不会导致国会完全不能起作用的状态。尽管如此，至今一直忽视国会来的就是自民党和公明党的政权。我们不可忘野党按宪法 53 条款对政权要求召开临时国会之际，自民党和公明党的政权就听不进去而最后拒绝的一事。

我不得不以为这次修宪的真正的意图就是要修改前言及第九条的。修改宪法前言及第九条，

那意味着破坏宪法。紧急事态条款成为那真正的目的的基础。

4. 需要以不断的努力保持“和平的生存权”

最后，石川先生首先举出宪法前言的句子如下：日本国民决心，……消除因政府的行为而再次发生的战祸，……／……信赖爱好和平的各国人民的公正与信义，决心保持我们的安全与生存。

石川先生还谈及到宪法前言上有记载的“和平的生存权”如下：我们确认，全世界人民都同等具有免于恐怖和贫困并在和平中生存的权利。

石川先生在讲演的结尾举出下面的宪法第十二条上有记载的句子而结束了。那就是：“本宪法所保障的国民的自由与权利，国民必须以不断的努力保持之。”

<破坏和平宪法>的危机逼近之际，通过这回学习会，我重新决心必须以全力阻止改宪。



総会開催のお知らせ!

会員の皆さま、本年もコロナ禍でなかなか集まることが困難で、遅くなりましたが下記のように総会を開催する予定です。7月31日（日）午後1時半からです。

つきましては、総会成立には定足数が重要です。総会案内等に委任状を同封いたしますので、必ず委任状のご投函をお願い致します。

記

総会：2022年7月31日（日）午後1時半～午後2時半

会場：石井法律事務所 TEL:03-3353-0841

召开总会的通知

各位会员朋友，本年度也因新冠肺炎的影响难以聚会。虽然晚了，但预定如下召开总会。7月31日（星期日）下午1点半开始。因此，对于总会的成立规定人数至关重要。因为在总会的通知中附上委托书，所以请务必投委托书。

总会：2022年7月31日（日）下午1点半～下午2時半

会场：石井法律事務所 TEL:03-3353-0841

<中国語訳について>

本文の翻訳は、諸般の事情により一部を除き、事務局が担当しました。専門外で人工知能・翻訳ソフトなどに頼りまとめました。不十分で誤りが多々あると思いますがお許しください。

9 頁の大塚さんの稿に限り、吉田慶子先生（大東文化大学外国語学部）にご執筆いただきました。心より感謝申し上げます。

翻译是由于各种原因，除了一部分以外，事務局直接担当的。事務局没有专业翻译。因此依靠人工智能·翻译软件而做翻译了。可能有很多错误，请原谅。仅限于 14 页的大塚先生的稿，请吉田庆子老师（大东文化大学外语系）执笔的。衷心表示感谢。

●●会費納入のお願い●●

2019 年度より、年会費が 1,000 円になりました。今年度会費が未納の方は、会費の納入をお願いいたします。納入には、同封の振込用紙をお使いください。

●●请大家交納会費●●

自从 2019 年度年会費变为 1,000 円。未缴纳本年度会费的会员们，请缴纳会费。请大家交納会費。

交納会費之际，请用附在信内的邮局存入单。

事務局から



参議院選挙が近づいています。その選挙結果次第で、今まで戦争しないことを宣言していたこの国が、もしかすると大きく変わってしまうかも知れません。私たちの選択がいま試されています。これからの社会をどんな未来にするのか。後に続く子どもたちにどんな未来が残せるのか。残留邦人の歴史を知り学び、深く考えたいと思います。戦争によって起こされた加害と被害の歴史を再び起こさないために。(M. H)

参议院选举即将到来今年有参议院选举，根据选举结果如何，至今一贯宣布放弃战争的这个国家，说不定之后会有很大的变化。我们的选择正在被考验。我想就要创造什么样的未来及交给孩子们什么样的未来。通过了解并学习残留邦人的历史，深入思考。为了不让战争引起的加害和受害的历史再次发生……。(M. H)

■事務所

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-22-5YK ソナビル 301 中村洋事務所 TEL070-5588-7827

■会費

年会費：1,000円 / 1,000 日元 賛助会費：一口 500円以上 / 一人 500 日元以上

■郵便振替番号 / 邮局入款帐号：00110-5-634205

加入者名：特定非営利活動法人中国帰国者の会

■発行 / 発行：NPO法人 中国帰国者の会



中国帰国者の会